平成２６年（フ）第２２０号
神戸市西区池上１丁目１番地の18　202号、開始決定時の住所兵庫県三田市ゆりのき台３丁目22番地12
破産者　柿原　正幸
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３５号
最後の住所神戸市西区北山台３丁目２番25号、開始決定時の住所神戸市西区伊川谷町有瀬344番地　グランプレステージ神戸神陵台601号
破産者　被相続人亡清水久和相続財産（開始決定時の表示清水久和）
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第６８号
松江市島根町野波1008番地
破産者　紅花　一惠
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４０号
島根県安来市穂日島町362番地
破産者　有限会社ムラマツ
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１号
島根県安来市広瀬町町帳350番地１、登記簿上の住所島根県安来市島田町1075番地１
破産者　有限会社ムラマツ商事
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５７号
島根県松江市新庄町1174番地、前住所島根県松江市雑賀町713番地
破産者　須摩　益榮
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５８号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上大字道中446番地の21
破産者　有限会社須摩
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２号
島根県松江市学園２丁目20番24号
破産者　トキワ株式会社
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第７２号
北海道旭川市神居７条18丁目２番４号
破産者　有限会社神居土木
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２３号
相模原市中央区上溝2162―11
破産者　株式会社Ｂｌｏｏｍｉｎｇ
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１１号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野330番地の１
破産者　有限会社ハッピープラザ魚千代新館
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第８号
和歌山市鳴神968番地の17
破産者　有限会社アオイ建装販売
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７８号
和歌山市杭ノ瀬255番地の19
破産者　有限会社ケイズコーポレーション
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１５３号
茨城県かすみがうら市下稲吉1993番地22　シャンテニエ壱番館203、前住所茨城県かすみがうら市下稲吉1993番地22　シャンテニエ壱番館202
破産者　河原井梨恵（旧姓木村）
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１４５号
札幌市南区真駒内南町４丁目１番１―403号
破産者　尾崎　行彦
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４７４号
北海道恵庭市黄金北３丁目５番地12　プレステージガーデンＢ号
破産者　齊藤　誉幸
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７号
山形県鶴岡市茅原町11番25号　ヴィクトリー・フラッグ201号室、前住所岩手県盛岡市山岸３丁目16番11号
破産者　藤岡　　仁
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第１０号
新潟県上越市東本町３丁目４番89号
破産者　森山　勝美
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第６２１号
静岡県焼津市相川1070番地の３
破産者　滝井　英司
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６３０号
静岡県焼津市石津中町22番地の７
破産者　望月　秀訓
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部